

福井県小浜漁港指定管理施設管理運営業務仕様書

本仕様書は、福井県小浜漁港指定管理施設（以下「小浜漁港指定管理施設」という。）の管理運営業務を指定管理者が行うにあたり、管理運営業務の内容および水準等を定めるものである。

第1 基本方針等

1 小浜漁港指定管理施設の目的、業務

（1）目的

小浜漁港において漁船との利用調整を図って、一定数のプレジャーボート等（スポーツまたはレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート、遊漁船その他の船舶をいう）の停けい泊を認めることにより、漁港の機能と秩序を維持すること。

（2）業務

- ア 小浜漁港指定管理施設の施設等の利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務
- イ 小浜漁港指定管理施設の利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他利用料金に関する業務
- ウ 小浜漁港指定管理施設の維持管理に関する業務
- エ 小浜漁港指定管理施設の設置目的を達成するための施設の適正利用の促進に関する業務
- オ 前4号に掲げるもののほか、小浜漁港指定管理施設の管理に関し知事が必要と認める業務

2 管理運営に関する基本方針

指定管理者制度では、指定管理者は施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行するものとされている。指定管理者は、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの向上と経費の削減を図っていく必要がある。

指定管理者は、小浜漁港指定管理施設を管理運営するにあたって、次の各項目に留意して円滑に実施することとし、福井県は施設の設置者として必要に応じ指定管理者に対して指示等を行う。

- （1）「地方自治法」（昭和22年法律第67号）、「福井県漁港管理条例」（昭和41年福井県条例第40号）、「漁港及び漁場の整備等に関する法律施工細則」（平成12年福井県規則第66号）、「個人情報保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、「福井県外部監査契約に基づく監査に関する条例」（平成11年福井県条例第1号）、「福井県財務規則」（昭和39年福井県規則第11号）、「福井県指定管理者制度基本条例」（平成18年福井県条例第3号）その他関係法令等の内容を十分に理解し、法令の規定に基づいた運営を行うこと。

- (2) 公の施設であることを常に念頭において、公平な管理運営を行うことし、特定のものに有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (3) 小浜漁港放置禁止区域（指定管理施設を含む）に放置または不法に係留されている放置艇を受け入れ、良好な漁港環境を実現するため、施設の適正な利用の促進に努めること。
- (4) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者へのサービス向上に努めること。
- (5) 施設の適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の削減に努めること。
- (6) 施設周辺に存在する漁業権は特に尊重することとし、施設使用者等が漁業権を侵害することがないように適切な措置を講じること。
- (7) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いを徹底すること。
- (8) 指定管理の業務上知り得た内容について第三者に漏らしたり自己の利益のために利用しないこと。指定管理期間の終了後も同様とする。
- (9) グリーン調達の推進や、資源リサイクルの徹底、エネルギー使用量の削減管理など、環境に配慮した管理運営を行うとともに、利用者および業務関係者に対する情報提供または環境教育に努めること。
また、福井県庁環境マネジメントシステムに基づくエコオフィス活動等に積極的に取り組むこと。
- (10) 福井県と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

第2 指定管理者が行う業務の範囲

1 施設等の利用許可およびその他利用に関する業務

- (1) 施設等の利用受付業務
- (2) 普及広報業務
- (3) 利用情報提供業務
- (4) その他の業務

2 施設および設備の維持管理業務

- (1) 施設保守管理業務
- (2) 施設の清掃等環境美化に関する業務
- (3) その他の業務
- (4) 施設等整備不備による損害賠償

3 運営管理業務

- (1) 指定管理施設の利用調整にかかる業務
- (2) 放置艇に対する指導および法的措置にかかる業務

4 その他施設の管理運営に必要な業務

- (1) 組織および人員配置
- (2) 事業実施計画書の作成

- (3) 事業報告書の作成
- (4) 事業評価業務
- (5) 保険への加入
- (6) 関係機関との連絡調整事務
- (7) 指定管理期間の前に行う業務
- (8) 指定管理期間終了後の引継ぎ業務

第3 業務内容の詳細

I 施設等の利用許可およびその他の利用に関する業務

1 施設等の利用受付業務

- (1) 利用受付日および利用受付時間（福井県漁港管理条例第25条）

小浜漁港指定管理施設の利用受付日および利用受付時間は、原則として次の表のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て利用受付日および利用受付時間を変更することができる。

区 分	利用受付日および利用受付時間
利用受付時間	午前8時30分から午後5時まで
利用受付日	1月4日から12月30日まで (土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日に該当する場合を除く。)
備 考	

- (2) 利用許可に関する事項（福井県漁港管理条例26条、第27条、第32条）

ア 利用許可および許可事項の変更許可

条例第26条第1項の規定に基づき、施設の利用申請を行う者に対し、利用許可を行う。許可には、管理上必要な限度において条件を付けることができる。

利用の申し込みの受け付けおよび施設の利用許可にあたっては、県民が公平に利用できるよう対応すること。ただし、係留・保管場所の指定については、既存の利用者に対して継続して利用させるよう配慮することができる。

申請に係る行為が、正当な理由なく漁港施設を損傷する行為その他漁港の機能を妨げる行為に該当するおそれがある場合、または、指定管理施設の管理上支障があると認められる場合を除き、許可しなければならない。

また、利用許可事項に変更が発生する場合は、条例第27条第1項および第3項の規定に基づき、手続きを行うよう利用者に促すこと。

指定管理者において不許可処分を行う場合は、あらかじめ福井県と協議を行うこととする。

イ 許可の取り消し

条例第32条の規定に基づき、許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その許可を取り消しその効力を停止し、その他必要な措置を命ずることができる。

- ① 条例、条例に基づく規則の規定に違反したとき
- ② 許可に付された条件に違反したとき

- ③ 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき
- ④ 正当な理由がなく許可を受けた日から一月以上施設の利用を開始しないとき
- (3) 利用料金の設定（福井県漁港管理条例第29条、第31条、別表第3）
 - ア 指定管理者は、条例第29条第2項の規定により、別表第3に掲げる限度額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の範囲内で、あらかじめ知事の承認を得て、施設の利用料金を設定すること。ただし、冬期風浪等により利用が困難であると指定管理者が認める期間については、利用料金の算定日数から控除することとする。
また料金の施行にあたっては一定の周知期間を設けるなど適切な対応を行うこと。
 - イ 条例第31条の規定により、公用または公共の用のために施設を利用する場合は、知事の承認を得て、利用料金の全部または一部を免除することができる。免除にあたっては、指定管理者は不当な差別的取扱いをしてはならない。
- (4) 利用料金の徴収（福井県漁港管理条例第29条、第30条）
 - ア 指定管理者は、施設の利用許可に係る利用料金を自らの収入として徴収する。
 - イ 利用料金の徴収時期およびその徴収方法については、条例および規則の規定によるほか、指定管理者において定めること。また、指定管理者は利用料金を還付する場合、条例および規則の規定に基づきあらかじめ基準を作成し知事の承認を得ること。
還付にあたっては、指定管理者は不当な差別的取扱いをしてはならない。
- (5) 利用の受付、許可
 - 公の施設として、施設の利用申込みの受付にあたっては常に平等な対応を確保すること。
- (6) 施設の利用にかかる指導、助言
 - ア 施設の利用の手引きを作成するとともに利用者が行う諸届出について必要な助言を行うこと。
 - イ 電話での問い合わせ等について、適切な対応を行うこと。
 - ウ 施設が円滑に使用できるよう必要な指導、助言などの支援を行うこと。
 - エ 施設の利用等について、利用者および県民等から苦情があった場合は、適切な対応をすること。また、その内容を福井県に報告すること。
- (7) 異常気象および緊急時の対応
 - ア 指定管理者は、異常気象および災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応計画を作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。
 - イ 施設の利用者等の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関と連携し、緊急時には的確な対応を行うこと。
 - ウ 福井県が本施設を避難場所として利用する必要があると認めるときは、その指示に従うこと。

2 普及広報業務

指定管理者は、広報パンフレット等を作成し、施設の普及広報に務めること。

3 利用情報提供業務

利用者の利便向上のため、利用者に対して以下の情報を提供すること。

- ・養殖施設位置や水路通報等船舶の航行に支障が生じる事項

4 その他の業務

指定管理者は、許可申請に係る審査基準および不利益処分に係る処分基準、施設の利用規程その他管理に関する各種規程を定め、あらかじめ知事の承認を得ること。

II 施設および設備の維持管理業務

1 基本的事項

指定管理者は、施設等の機能と環境を良好に維持し、サービス提供が常に円滑に行われるように、次の基本的事項を踏まえ、施設等の日常点検、保守等の保守管理業務を行うこと。

- (1) 指定管理者は、施設および設備の維持管理業務実施状況を記録した業務日誌を作成・保管し、福井県の求めがあったときには提出すること。
- (2) 施設および設備の修繕については、原則として福井県が実施する。
- (3) 故障等の発生や短期間のうちに故障等が発生すると見込まれる場合や、修繕および更新が必要な箇所を発見した場合は、直ちに事故防止措置（応急的な修繕を含む）を取ったうえ福井県に連絡すること。
- (4) 別図に示す照明灯については、指定管理者が維持管理することとし、電気代および電球交換費用を負担すること。灯具や支柱等の交換が必要な場合は、直ちに事故防止措置（応急的な修繕を含む）を取ったうえ福井県に連絡すること。

2 施設保守管理業務

- (1) 指定管理者は、施設を適切に維持運営するために、定期的な巡視点検を行うこと。
- (2) 指定管理者は、施設を安全かつ安心して利用できるよう施設の保全に努めること。

3 施設の清掃等環境美化に関する業務

良好な衛生環境、美観の維持に心がけ、公共施設として快適な空間を保つために清掃業務等必要な措置を講ずること。

4 その他の業務

- (1) 指定管理者は、施設および設備の維持管理に必要な業務を適正に実施すること。
- (2) 維持管理計画の作成

指定管理者は、年度当初に施設維持管理計画（点検整備、法令に基づく測定・検査、調査等）を作成し、福井県に提出すること。

なお、計画に従って実施した点検・評価結果、整備状況、修繕等については記録を行い、施設維持管理計画に反映させること。

5 施設等整備不備による損害賠償

- (1) 施設および設備の維持管理の不備により利用者の財物等に損害を与えた場合は、原則として指定管理者において賠償すること。

Ⅲ 運営管理業務

1 指定管理施設の利用調整にかかる業務

- (1) 係留場所の配置選定
- (2) 新規利用希望者への対応

2 放置艇の指導にかかる業務

- (1) 放置艇等に対する施設利用申請または移動の指導
- (2) 悪質な放置艇等に対する立退き請求等の法的措置

Ⅳ その他施設の管理運営に必要な業務

1 組織および人員配置

(1) 配置人員等

ア 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。

イ 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものにする。

(2) 研修等

職員の資質の向上を図るため、研修を実施するとともに施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

2 事業実施計画書の作成

指定管理者は、毎年度末までに翌年度の管理運営に関する事業実施計画書を作成し、福井県へ提出すること。実施計画書の主な内容は次のとおりとし、福井県と調整を図ること。

ア 施設管理業務の実施計画および利用計画

組織体制、施設稼働率、利用者数、施設設備維持管理計画、課題分析・事業評価方法

イ 利用料金の収入見込み

ウ 小浜漁港指定管理施設の管理に係る経費の収支見込み

3 事業報告書の作成

(1) 年次報告書

指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、事業報告書を福井県に提出すること。事業報告書の主な内容は次のとおりとする。詳細については、福井県と指定管理者が締結する協定で定める。

ア 施設管理業務の実施状況および利用状況

組織体制、施設稼働率、利用者数、施設設備維持管理状況、課題分析と事業評価

イ 利用料金の収入実績

ウ 小浜漁港指定管理施設の管理に係る経費の収支状況

エ 利用者からの苦情とその対応状況

(2) 月次報告書

指定管理者は毎月報告書を作成し、翌月10日までに福井県に提出すること。月次報告書の主な内容は次のとおりとする。

- ・施設稼働率、利用者数、利用料金の収入状況、利用者等からの苦情とその対応状況

(3) その他の事業報告

その他、管理業務の実施状況を把握するために必要な事項について、県の求めに応じて随時報告を行うこと。

4 事業評価業務

(1) 利用者アンケート調査

指定管理者は、利用者アンケート等により利用者等の意見や要望を把握し、利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者へのサービス向上に努めること。

(2) 事業評価

施設の管理運営に関して数値目標管理による業務の効果測定および評価を行い、その結果を前記の事業報告書にまとめ福井県に提出すること。

5 保険への加入

指定管理者は募集要項、仕様書に定める自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等へ加入すること。

6 関係機関との連絡調整事務

指定管理者は、小浜海上保安署、小浜市漁業協同組合等関係機関との連絡調整を図ること。

7 指定管理期間の前に行う業務

- (1) 協定項目についての福井県との協議
- (2) 事業計画書の作成、協議
- (3) 利用料金等の設定、協議
- (4) 配置する職員等の確保、職員研修
- (5) 業務等に関する各種規程等の作成、協議
- (6) 現行の管理団体からの業務引継ぎ
- (7) その他福井県が必要と認める業務

8 指定管理期間終了後の引継ぎ業務

- (1) 指定管理者は、指定管理期間終了後、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。
- (2) 指定管理期間終了後若しくは指定の取消し等により次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。特に、施設の利用予約に関しては遺漏がないよう十分留意すること。

第4 その他留意事項

1 実地調査等の実施

福井県は、施設の管理運営の適正化のため必要と認めた場合は、指定管理者に対して、事業および経理の状況等について、定期的または臨時に実地調査および必要な指示を行うことができる。

2 監査

福井県監査委員等が、必要に応じ指定管理者に対し、実地に調査し、または必要な記録の提出を求める場合があるので、すみやかに対応すること。

3 業務不履行時の処理

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となる恐れが生じた場合、管理運営業務が業務要求水準を満たしていない場合、または利用者が施設を利用する上で明らかに不適切と認められる状況にある場合は、福井県は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期限を定めて改善策の提出および実施等を求めることができる。

この場合、指定管理者が当該期限内に改善することができなかった場合は、福井県は指定管理者の指定を取り消し、または業務の全部または一部を停止させることができる。

- (2) 上記(1)により指定管理者の指定が取り消され、または業務停止となった場合、福井県は指定管理者に生じた損害の賠償の責を負わないほか、指定管理者は福井県に生じた損害を賠償しなければならない。

- (3) 指定管理者は、事業の継続が困難になった場合またはその恐れが生じた場合、速やかに福井県に報告しなければならない。

- (4) 不可抗力その他福井県または指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、福井県と指定管理者は事業継続の可否について協議することとする。

4 協定等

福井県と指定管理者は、業務内容および管理の基準の詳細について協議の上、協定を締結する。

協定は、指定管理期間全体の基本協定および毎事業年度ごとの単年度協定とする。協定の主な項目は次のとおり予定している。

(1) 基本協定

指定期間、管理の業務に関する基本的な事項、管理経費に関する基本的な事項、業務内容の変更中止等、指定管理者の責務、県への納付額、利用料の徴収、事業報告に関する事項、リスク管理・責任分担に関する事項、指定の取消しおよび管理業務の停止に関する事項、原状回復義務、一般的損害に対する損害賠償責任、個人情報の保護に関する事項、引継ぎに関する事項、使用に係る不服申し立てに関する取扱い、権利義務の譲渡の禁止、管理物件に関する事項、修繕等の費用負担、帳簿等の整備、管理規程等の制定、重要事項の変更の届出、事故報告、その他必要と認める事項。

(2) 年度別協定

当該年度業務の管理業務に関する事項、当該年度の管理経費の額に関する事項、その他必要と認める事項

5 納付金

指定管理者は、小浜漁港指定管理施設の管理にかかる収入見込額から支出見込額を差引いた額を下限とし、事業計画書において提案のあった金額に基づき、福井県と指定管理者で締結する協定書で定める額を、福井県へ納付していただきます。

福井県への年間納付額 4, 232千円以上（消費税および地方消費税額を含む）
上記金額は、収入見込額 10, 260千円から支出見込額 6, 028千円を差引いた額です。

6 業務における責任分担

福井県と指定管理者との責任分担の基本方針は次のとおりである。

項 目	指 定 管理者	県	備 考
小浜漁港指定管理施設の運営管理（苦情対応、広報等含む）	○		
施設、設備、備品等の維持管理	○		
施設、設備の利用許可	○		
利用料金の収入	○		
利用料金の減免承認	○		知事の承認を得たものに限る
行政財産の目的外使用許可		○	
施設、設備の修繕（下記以外のもの）	○	○	
〃（施設管理上の瑕疵によるもの）	○		
〃（事故防止のための応急的なもの）	○		
物品の購入 （1件当たりの見積額が10万円以上のもの） （1件当たりの見積額が10万円未満のもの）	事前協議 ○	事前協議	
施設利用者等への損害賠償（下記以外のもの）	協議事項 ○	協議事項	
〃（施設管理上の瑕疵によるもの）	○		
利用者賠償保険への加入	○		
災害時の対応（連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）	○		
〃（指揮、指示等、本格復旧）		○	
物価等の変動	○		光熱水費等
需要の変動	○		利用者減少等
資金調達等	○		
包括的な管理責任		○	

※協議事項については、事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は指定管理者が有するものとする。

管理業務仕様書の添付書類

別紙 1 小浜漁港指定管理施設の維持管理業務項目（年間）

別紙 2 小浜漁港指定管理施設の概要

福井県小浜漁港指定管理施設の維持管理業務項目 (年間)

- 1 受付業務および利用者指導
 - ・ 受付および検収
 - ・ 初期指導および情報提供
 - ・ 関係機関との調整
- 2 施設の利用調整
 - ・ 係留場所の選定配置
 - ・ 新規申込者の対応・指導
 - ・ 利用者への連絡・指導および利用者間の調整
- 3 漁港区域内施設巡視
 - ・ 停けい泊状況調査
 - ・ 放置物件の調査
 - ・ 漁港施設の点検
 - ・ 業務日誌の記帳・福井県（漁港管理者）への報告
 - ・ 停けい泊状況の報告書作成（1冊/月）
- 4 不適正利用者等への対応
 - ・ 料金滞納者への未納料金請求、遅延損害金請求等
 - ・ 不法係留者への利用許可取得指導
 - ・ 悪質な不法係留者への立退き請求、損害賠償請求等

小浜漁港指定管理施設の概要

1 整備目的

漁港は漁業の根拠地であり、漁港を利用する船舶は主として漁船ですが、近年の海洋性レクリエーションの普及により、ヨット、モーターボート、遊漁船等（以下「プレジャーボート等」という。）の漁港利用が増大しています。

漁船とプレジャーボートの住み分けのために、漁港一部をプレジャーボート等の停けい泊施設として整備したものが指定管理施設になります。

2 施設整備年月日

平成11年9月1日

3 施設概要

所在地 福井県小浜市 小浜漁港

計画収容隻数

護岸、棧橋 $L = 1,271.0\text{m}$ 130隻

泊地 $A = 28,225\text{m}^2$ 18隻

※ただし、船の大きさ、係留形式により収容隻数は増減する。

4 施設一覧、図面および現況写真

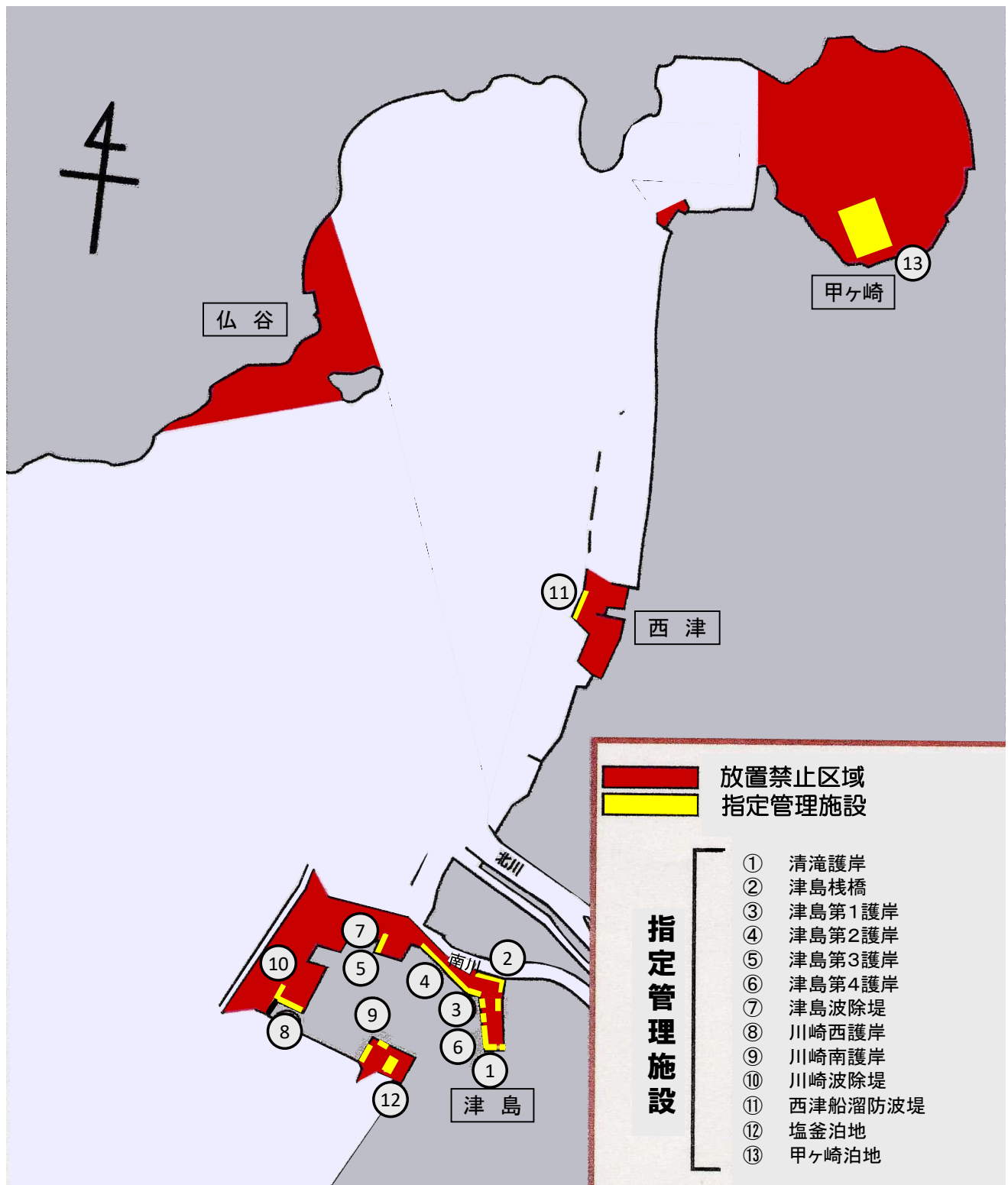
別添のとおり

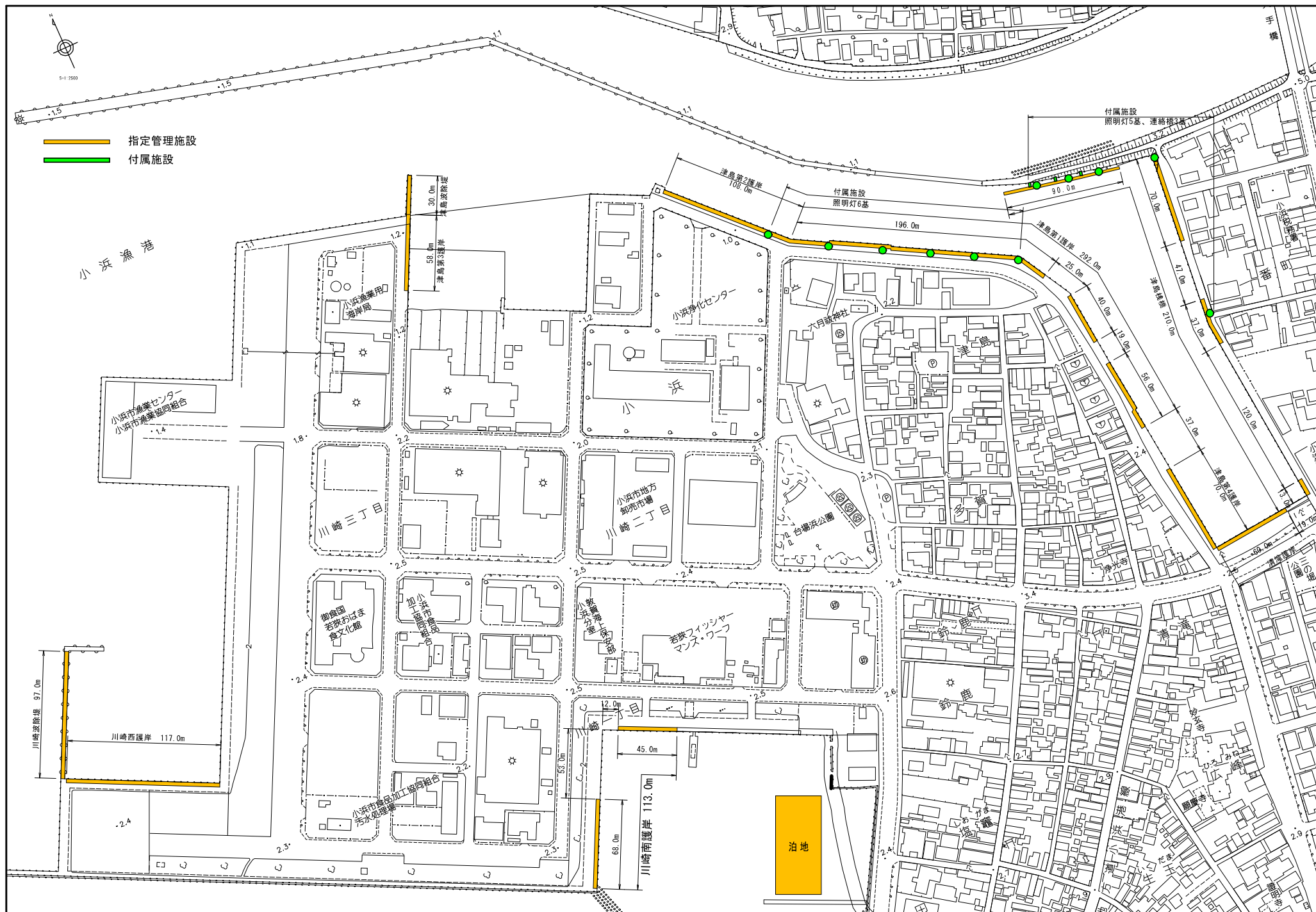
小浜漁港指定管理施設一覧

施設名		係留可能数 (隻)	係留状況	係留施設				係留設備				付属施設		
				護岸 (m)	防波堤 (m)	棧橋 (m)	泊地 (㎡)	アンカー・ブロック (基)※	係船環 (個)	係船柱 (基)	防舷材 (個)	照明灯 (基)	連絡橋 (基)	浮棧橋 (基)
①	清滝護岸	12	縦付け	60.0				12	19					
②	津島棧橋	26	縦付け			90.0		26	28			3	3	
		12	縦・横付け	120.0				8	18	8	6	1		
③	津島第1護岸	15	横付け	292.0					25	10	22	5		
④	津島第2護岸	5	横付け	108.0					11			1		
⑤	津島第3護岸	5	横付け	58.0					13	2	8			
⑥	津島第4護岸	12	縦・横付け	70.0				11	14	3	2			
⑦	津島波除堤	3	横付け		30.0				4		4			
⑧	川崎西護岸	5	横付け	117.0					1	9	15	2		
⑨	川崎南護岸	5	横付け	113.0					1	15	14			
⑩	川崎波除堤	26	縦付け		97.0			26	29			1		
⑪	西津船溜防波堤	4	横付け		116.0				22					
⑫	塩釜泊地	3					2,625.0	3						
⑬	甲ヶ崎泊地	15					25,600.0	15					1	2
合計		148		938.0	243.0	90.0	28,225.0	101	185	47	71	13	4	2

※ 「アンカー・ブロック」は、係船杭・係船浮標を含む

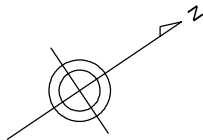
放置禁止区域および指定管理施設位置図





塩竈泊地

指定管理施設



S=1:1000

小 浜 漁 港

北緯 35° 29′ 54.6556″
東経 135° 44′ 24.0859″

北緯 35° 29′ 56.8745″
東経 135° 44′ 25.3085″

75.0m

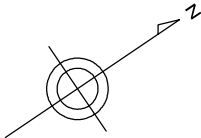
35.0m

北緯 35° 29′ 54.1891″
東経 135° 44′ 25.3522″

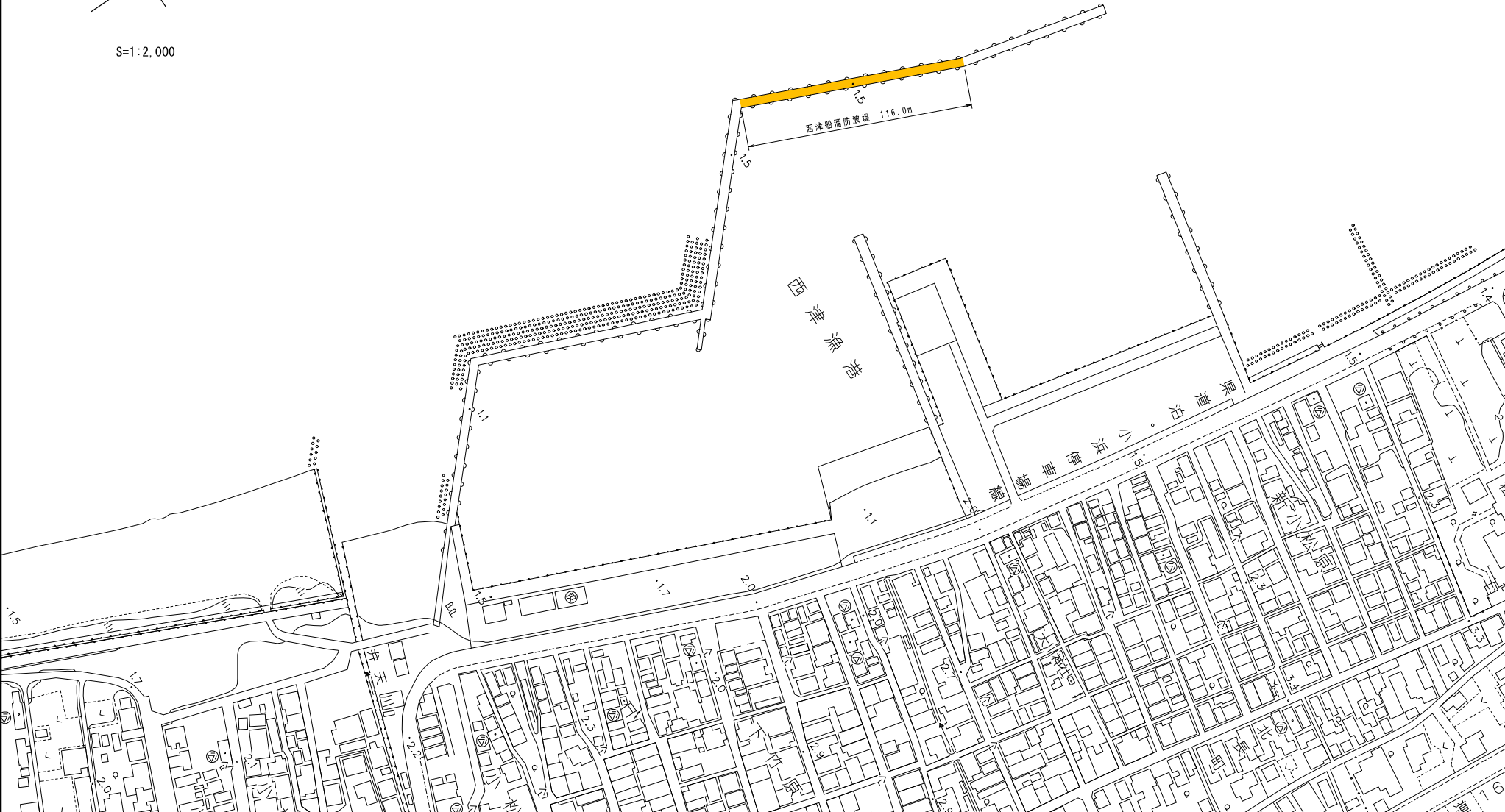
北緯 35° 29′ 56.4080″
東経 135° 44′ 26.5748″

西津船溜防波堤

指定管理施設



S=1:2,000



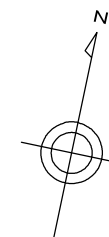
甲ヶ崎泊地

- 指定管理施設
- 付属施設

北緯 35° 31' 55.5456"
東経 135° 45' 32.9755"

160.0m

北緯 35° 31' 56.6208"
東経 135° 45' 39.1895"



S=1:1000

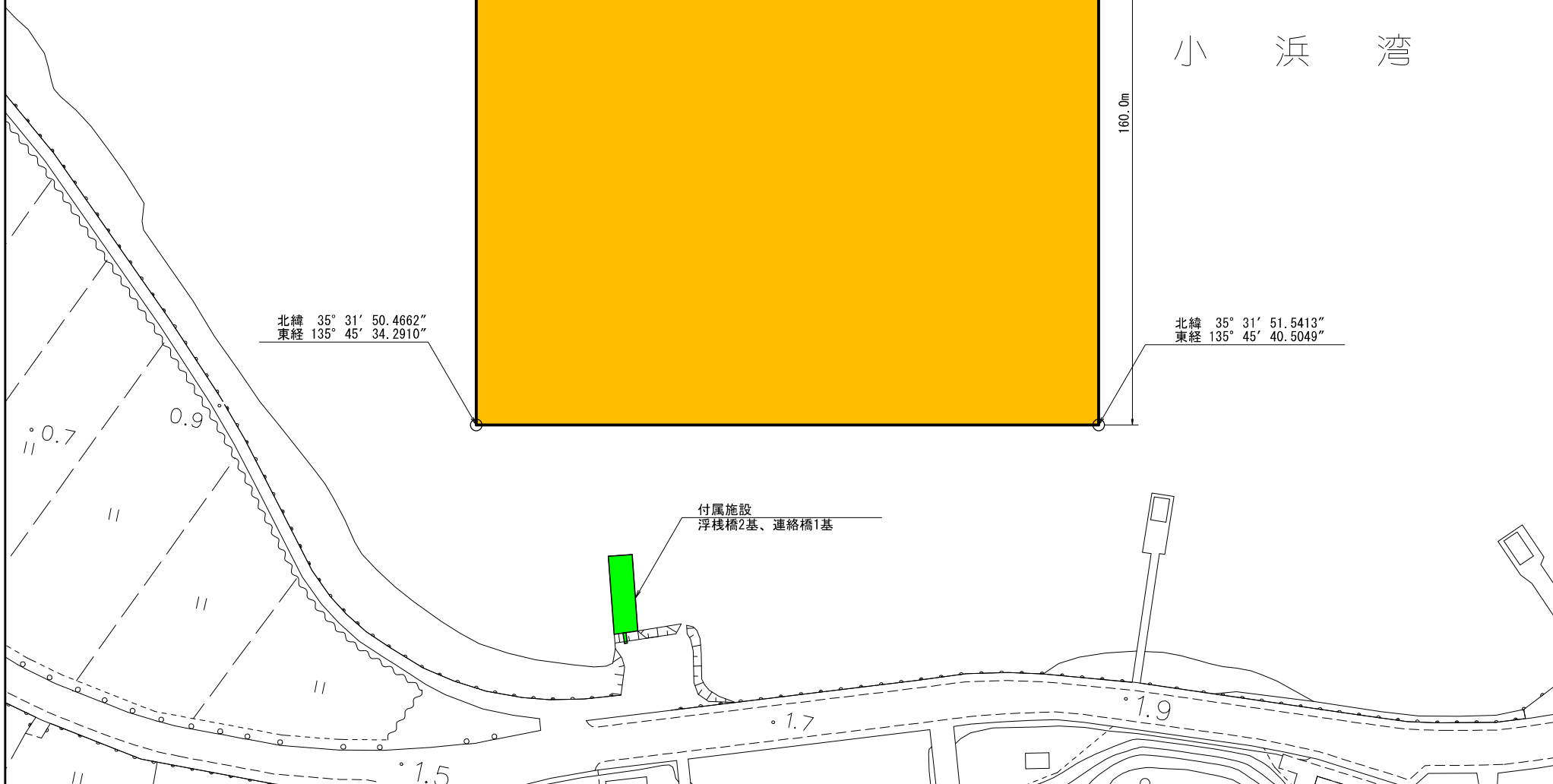
小 浜 湾

160.0m

北緯 35° 31' 50.4662"
東経 135° 45' 34.2910"

北緯 35° 31' 51.5413"
東経 135° 45' 40.5049"

付属施設
浮栈橋2基、連絡橋1基



小浜漁港指定管理施設 状況写真

こがさき はくち
甲ヶ崎泊地



かわさき はじょてい
川崎波除堤



つしま ごがん
津島第4護岸



つしま さんばし
津島栈橋

